

こうこうせいとうしょうがくきゅうふきん

高校生等奨学給付金（国公立） 申請の手引き

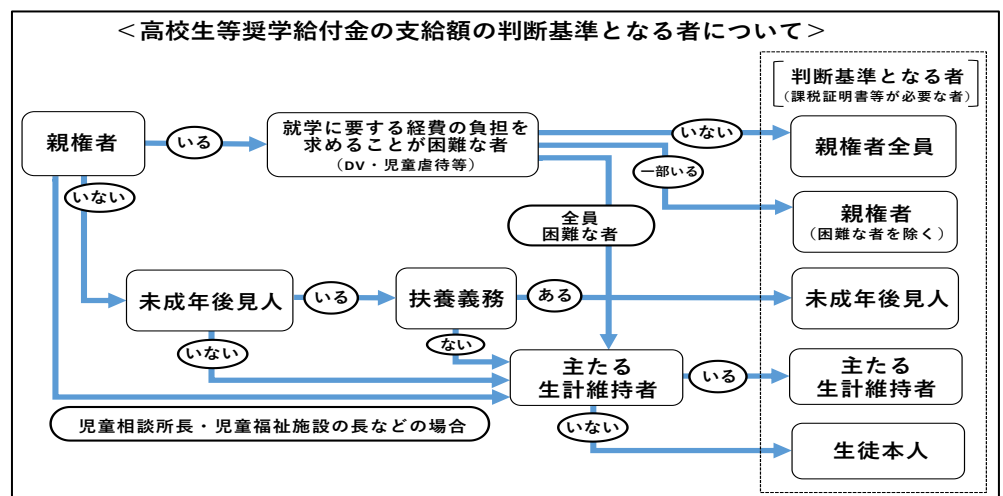
1回目
(4月～6月分)

令和6年度 新入生に対する一部早期給付

◆1 申請者

保護者等（専攻科は「生計維持者」と読み替えます。）

- ※1 保護者等とは、原則親権者である父母のことです。
- ※2 親権者がいない場合は、下図を参考にしてください。
- ※3 高校生等が成人している場合は、健康保険証の被保険者が申請してください。



◆2 認定基準日

令和6年4月1日（状況確認日）

※入学式の日に関わらず、この制度において入学日は4月1日とみなします。

◆3 提出締切

令和6年6月7日(金) 必着

※新入生が複数いる場合は、それぞれ申請が必要です。

※再入学、転入学などの場合は、7月の通常申請で申請してください。

◆4 給付時期

※審査が終了したものから順次振り込みます。
(6月頃～7月頃)

※7月から翌年3月分まで9か月分の給付を希望される方は、7月に2回目の申請が必要です。

◆5 提出先・問い合わせ先

- ・ 県内の高等学校等に在学している場合・・・ 在学する高等学校等
- ・ 県外の高等学校等に在学している場合・・・

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 教育財務課 奨学給付金担当

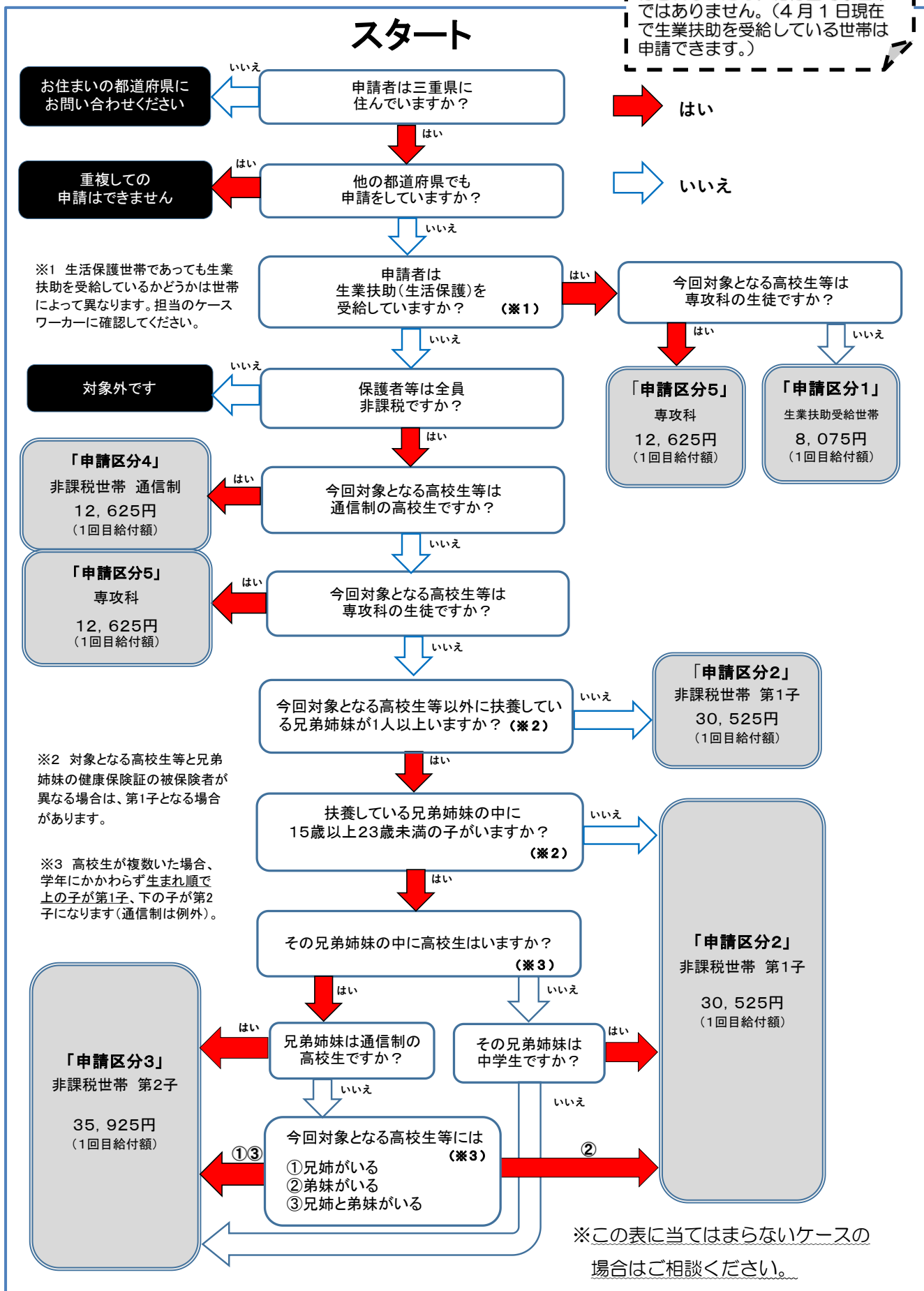
電話 059-224-2827 (受付 平日 8:30～17:00)

※郵送する際は、簡易書留など記録に残る方法で送付してください。

◆6 申請区分の確認

- ・世帯の状況により、提出する書類が異なります。
- ・申請区分1から5のいずれの申請区分に該当するかを確認してください。

1回目の申請において、令和5年1月1日時点で保護者等のいずれかが海外に居住している場合は、令和5年度の課税証明書が発行されないため、給付金対象世帯ではありません。(4月1日現在で生業扶助を受給している世帯は申請できます。)



◆7 提出する書類 (A4の用紙サイズにあわせてください。)

《三重県立高等学校》《国立・三重県外の高等学校等》

申請区分1 8,075円 生業扶助受給世帯

- ① 申請書(様式1-3)
- ② 給付金の振込について
(様式1-3別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 委任状(様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ④ 住民票(下段の★マークを確認してください。)
- ⑤ 生業扶助受給証明書
- (⑥ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)

申請区分2 30,525円 全日制・定時制・第1子

申請区分4 12,625円 通信制

- ① 申請書(様式1-3)
- ② 給付金の振込について
(様式1-3別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 委任状(様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ④ 住民票
- ⑤ **令和5年度** 課税証明書等 } 下段の★マークを確認してください。
- (⑥ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)

申請区分3 35,925円 全日制・定時制・第2子

- ① 申請書(様式1-3)
- ② 給付金の振込について
(様式1-3別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 扶養誓約書(様式1-3別紙3)
(第2子 兄弟姉妹の状況について)を提出
- ④ 委任状(様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ⑤ 住民票
- ⑥ **令和5年度** 課税証明書等 } 下段の★マークを確認してください。
- (⑦ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)

《専攻科の高等学校等》

申請区分5 12,625円

- ① 申請書(様式1-3)
- ② 給付金の振込について
(様式1-3別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 委任状(様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ④ 住民票
- ⑤ **令和5年度** 課税証明書等 } 下段の★マークを確認してください。
- (⑥ 個人対象要件証明書(参考様式)
←専攻科支援金を受給していない場合のみ必要)
- (⑦ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)

★住民票、令和5年度課税証明書等は申請書の【2.申請者(保護者等)】及び【3.申請者以外の保護者等】に記入した人(両方)の提出が必要です。



- ◆ 申請書類は番号順にし、左上をステープルでとめてください。
- ◆ 提出前に、申請書類の書き間違い・記入漏れ・必要書類の不備等がないかをもう一度確認しましょう!!
(不備があると給付が遅れる原因になります。)

※ 7月～翌年3月分まで9ヶ月分の給付を希望される方は、7月に2回目の申請が必要です。
 ※ 2回目の申請では、原則1回目と同じ振込口座を使用するため、振込口座は忘れないようにメモをしてください。

--- 新入生一部早期給付額 ---

世帯種別等		申請区分	1回目 給付額 (4~6月分)	2回目 給付額 (7~3月分)	給付額 (年 額)	
生業扶助受給世帯 (生活保護世帯)	全日・定時・通信制	1	8,075円	24,225円	32,300円	
非課税世帯	全日制	第1子	30,525円	91,575円	122,100円	
		第2子	35,925円	107,775円	143,700円	
	通信制		4	12,625円	37,875円	50,500円
	専攻科		5	12,625円	37,875円	50,500円

◆8 提出する書類の注意点

※ 提出書類に不備がある場合は、書き直し、再提出を求めることとなりますのでご注意ください。

書類	注意点
申請書（様式 1-3）	<ul style="list-style-type: none"> 黒ボールペンで記入してください。 こすると消せるペン、消えるペンは使わないでください。 訂正する際は二重線を引いてください。 修正テープや修正液は使わないでください。 住民票住所欄は、略さずに住民票どおり正確に記入してください。
住民票 ※交付日が認定基準日(令和6年4月1日)以降のものが必要！	<ul style="list-style-type: none"> 保護者等全員分（申請書の【2.申請者（保護者等）】及び【3.申請者以外の保護者等】に記入した人のもの） 世帯主、続柄が記載されたもの（本籍、筆頭者は不要） <u>個人番号（マイナンバー）の記載がないもの</u> <p>※ <u>市役所、町役場等で発行されたまま、取り外さずに提出してください。取得した枚数すべての提出が必要です。</u></p> <p>※ 住民票については、コンビニで取得できる市町もありますので、各市町のホームページ等をご確認ください。</p>
収入状況を確認する書類	<p><u>生業扶助受給世帯</u></p> <p>生業扶助 受給証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> 生業扶助受給証明書（または生活保護証明書）が必要です。 <u>認定基準日（令和6年4月1日）現在</u>の生業扶助（高等学校等就学費）の受給が確認できるもの 申請者の名前、高校生等本人の名前が確認できるもの <p>※ 福祉事務所、町役場（生活保護担当窓口）で取得してください。</p> <p>※ 生活保護世帯であっても、<u>生業扶助（高等学校等就学費）を受給していない場合には、非課税世帯での申請になりますので、生活保護証明書ではなく課税証明書等を提出してください。</u></p>
	<p><u>非課税世帯</u></p> <p>課税証明書等</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者等全員分（申請書の【2.申請者（保護者等）】及び【3.申請者以外の保護者等】に記入した人のもの） <u>令和5年度の道府県民税の所得割額及び市町村民税の所得割額が非課税（0円）であることが確認できるもの</u>（課税額が***表示のものは不可） <p>※ <u>市役所、町役場等で取得し、提出してください。</u></p> <p>※ 税の未申告等の理由により、課税額が確認できないものは不可</p> <p>※ <u>課税証明書等については、コンビニで取得できる市町もありますので、各市町のホームページ等をご確認ください。</u></p>
扶養誓約書 (様式 1-3 別紙 3)	<p>次の場合のみ提出が必要です。</p> <p><u>申請区分3（第2子）で申請する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書に記入した高校生等本人と扶養している高等学校等に通う兄弟姉妹又は15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹（平成13年4月3日～平成21年4月1日生まれ）の健康保険証について記入してください。（兄弟姉妹が複数いる場合は1名のみを記入してください。）
<u>県外の高校生等のみ必要</u> 在学証明書（様式5）	<ul style="list-style-type: none"> <u>認定基準日（令和6年4月1日）現在</u>の在学を確認できるもの 様式5と同様の内容が確認できれば、任意の様式の在学証明書でも可 <p>※ 在学校で取得してください。</p> <p>※ 県内の高校生等や兄弟姉妹の分は不要です。</p>

※ 申請について電話、手紙等により連絡することがあります。連絡がつかないと給付出来ない場合があります。

※ 高校生等が複数いる場合は、それぞれに申請書の提出が必要です。ただし、兄弟姉妹がいずれも国公立の高校生等の場合に限り、住民票および収入状況を確認する書類は、一方に原本を提出すれば、他の高校生等は写し（原本を提出した学校名・名前を明記）の提出でかまいません。